

3. G20及びOECDの状況

◆包摂的枠組み(Inclusive framework)の設立

- 2015年11月、G20サミット
 - BEPSパッケージに対するG20の承認
 - グローバルで統一性のあるBEPS導入の要請
- BEPSプロジェクトにおける包摂的枠組みの構築
 - 102の国・地域が公平な立場で参加
 - 導入されたBEPSパッケージについてピア・レビューを通じた公平性の保持

13

◆包摂的枠組みの参加国・地域

地域の構成

- Africa
- Asia-Pacific
- North America, Latin America & Caribbean
- Eastern Europe-Central Asia
- Western Europe

14

◆包摂的枠組み参加国・地域における取組

- 国レベル
 - 新移転価格ガイドラインの導入
 - ミニマムスタンダード実施のための制度導入
 - 例) CBCレポートの提出義務
 - 管理プロセス
 - 例) ルーリング情報の交換、相互協議手続きの向上
- 多国間レベル：多数国間協定
 - 71ヶ国・地域が署名
 - 1,100以上の既存条約をカバー
 - ミニマムスタンダード
 - ・ 行動6 (条約適用)：すべての署名国・地域が主要目的テスト (PPT) を適用
 - ※ 主要目的テスト (PPT)：その取引が租税条約の特典を享受することを主たる目的の一つとしているか判定し、租税条約の適用を判断するもの
 - ・ 行動14 (相互協議)：相互協議条項の強化

15

◆ミニマムスタンダードへの取組

- 行動計画5：有害税制への対抗
 - 125の優遇措置を判別
 - 12以上の有害制度が既に廃止又は修正
- 行動計画6：条約濫用の防止
 - 71ヶ国・地域のすべてが多数国間協定においてPPTを採用
 - 1,100以上の条約にまもなくPPTが適用
- 行動計画13：国別報告書
 - 55ヶ国・地域が国別報告書の導入に向けた国内法整備を実施
 - 65以上の国・地域が国別報告書に関して、権限のある当局多国間合意 (MCAA: Multilateral Competent Authority Agreement) に署名
- 行動計画14：相互協議の効果的実施
 - 60以上のピア・レビューを予定
 - 6カ国・地域がピア・レビューを実施
 - 27カ国・地域が仲裁手続きを導入

16

◆行動計画1 電子経済

- G20は、2020年までに更なる解決策作成を指示、また、2018年春までに、中間レポート作成を指示。
 - PE定義の更なる拡大 (重要な経済上の存在)
 - マーケット利益ベースによる配分に対する更なる改訂
- 一時的な解決法
 - 平衡税 (equalization tax)
 - 電子売上に対する代替課税 (ALES: alternative levy on e-sales)

17

4. ケーススタディ ～各国の取組～

米国ベースの多国籍企業製造及び製品の小売 (店舗及びネット) を行っている。

18